

対馬市

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》



令和6年3月

 対馬市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 国の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の方向性	4
5 計画の期間	5
6 計画策定の体制	5
7 障害福祉サービスの体系	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 障がい者の状況	7
2 アンケート調査結果の概要	15
第3章 本計画における目標値の設定	31
1 施設入所者の地域生活への移行	31
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	32
3 地域生活支援の充実	33
4 福祉施設から一般就労等への移行等	34
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	35
6 相談支援体制の充実・強化等	36
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る 体制の構築	37
8 発達障がい者等に対する支援	38
第4章 障がい福祉サービスの見込み量	39
1 障がい福祉サービスの見込み量	39
2 障がい児福祉サービスの見込み量	48
3 地域生活支援事業の推進	51
第5章 計画の推進	62
1. 計画の推進体制	62
2. P D C A サイクルによる評価と計画の見直し	62

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

現在、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等のさまざまな要因により、心身に障害のある人が年々増加傾向にあり、障害の重度化、重複化等により、障害者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障害、高次脳機能障害といった様々な障害への対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」することを基本理念とし、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

このように、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送ることのできる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなっています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、平成29年3月に「第2期対馬市障害者計画」を策定し、「思いやりの心を育む、誰もが安心して暮らしやすい共生のまちづくり」を基本目標に掲げ、地域や関係機関等と連携した総合的な取り組みを推進してきました。

そして令和3年3月に「第6期対馬市障害福祉計画・第2期対馬市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供基盤の計画的な整備を行ってきました。

このような中、「第6期対馬市障害福祉計画・第2期対馬市障害児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障害者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「第7期対馬市障害福祉計画・第3期対馬市障害児福祉計画」を策定することとしました。

2 国の動向

障害福祉施策に関する、直近の主な動きは以下の通りです。

最近の施策の主な動き

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(H30.6)
○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(R1.6)
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適性化等を図るための関係法律の整備に関する法律(R1.6)
○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(R2.4)
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(R2.5)
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(R2.6)
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会報告書 (R3.3)
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6)
○障害児通所支援の在り方に関する検討会報告 (R3.10)
○難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針 (R4.2)
○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、附帯決議 (R4.5)
○改正児童福祉法 (R4.6)
○地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書 (R4.6)
○障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し障害者部会報告書 (R4.6)
○子ども家庭庁設置法・子ども基本法 (R4.6)
○第5次障害者基本計画 (R5.3)

直近の動きでは、「幅広い障害特性への対応」「権利擁護の推進」「精神障害への対応」「障害児への対応」「アクセシビリティの改善」がキーワードとして挙げられると考えます。特に「アクセシビリティの改善」については、国が現在検討している「第5次障害者基本計画」においても、ICTの利活用を含めて大きく追記することが案として出されている状況です。

上記の5つのキーワードは、全て「誰もが感じる暮らしやすさ」に繋がっていると捉えられます。これは、国が推進する「地域共生社会の実現」に向けて、法制度の整備をはじめとした様々な施策が推進されていることも背景にあります。

3 計画の位置づけ

(1) 障害福祉計画

障害福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、対馬市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であることに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 本市が策定する他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第2次対馬市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります

4 計画の方向性

本計画では、以下の7項目を計画の基本的な方向性として障害福祉サービスの更なる充実を目指すこととします。

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

6 計画策定の体制

(1) 対馬市障害者計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の意見を反映するため、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関で構成する対馬市地域自立支援協議会代表者会議を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

(2) 福祉に関するアンケート調査の実施

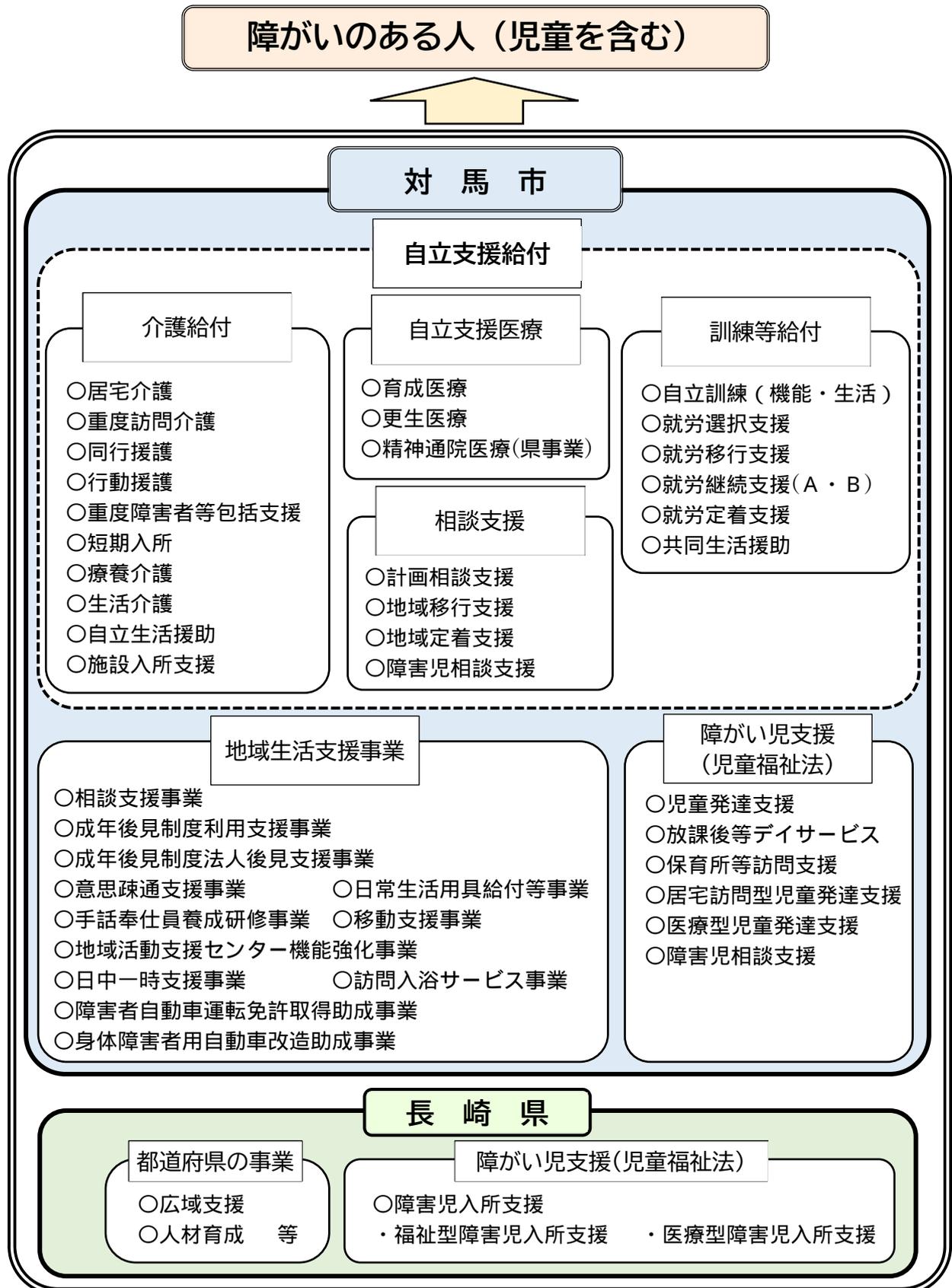
本計画を策定するために、障がい児の保護者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

7 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援サービス等の体系は下図のとおりです。



第2章 障がい者を取り巻く状況

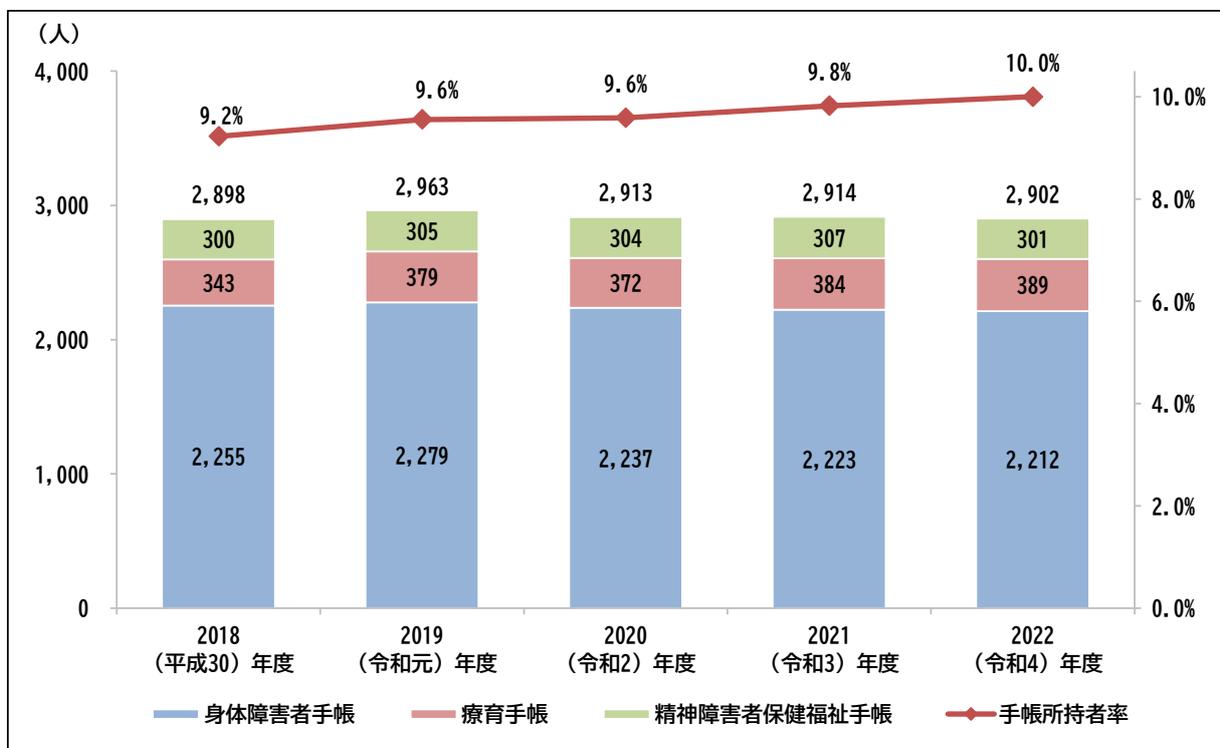
1 障がい者の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成30年度の2,898人から令和4年度の2,902人とほぼ横ばいで推移しています。

手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者数は微減傾向、療育手帳所持者数は微増傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しています。

【手帳種別障害者手帳所持者数の推移】



単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	2,255	2,279	2,237	2,223	2,212
療育手帳	343	379	372	384	389
精神障害者保健福祉手帳	300	305	304	307	301
合計	2,898	2,963	2,913	2,914	2,902

各年度末現在

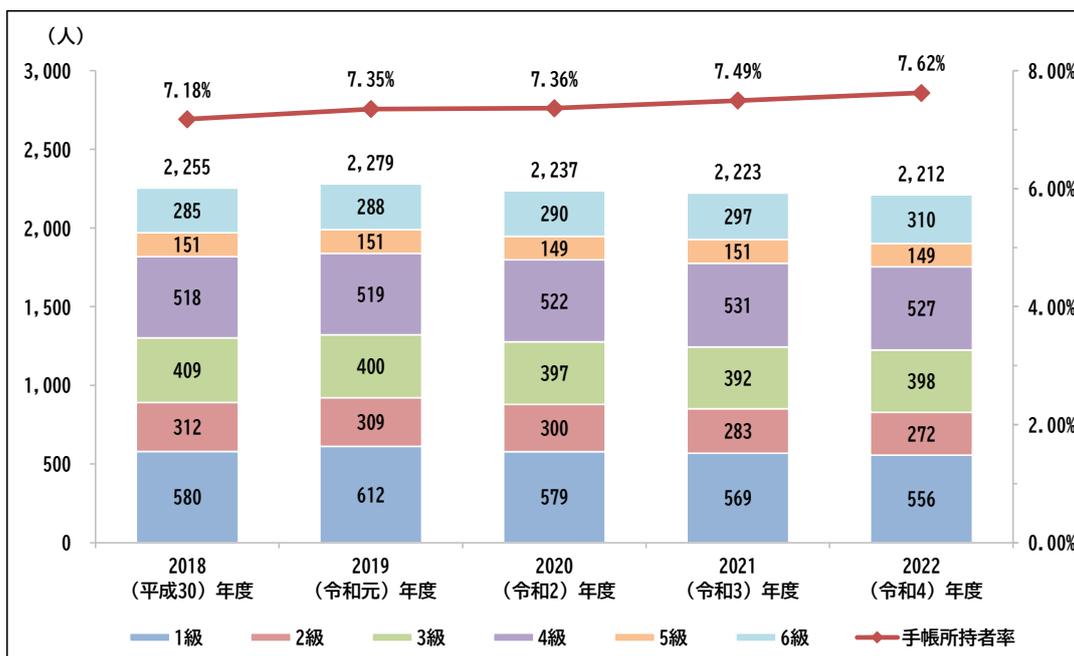
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障害程度等級別で見ると、「1級」～「3級」はおおむね減少傾向にあります。また、「4級」及び「6級」は微増傾向にあります。

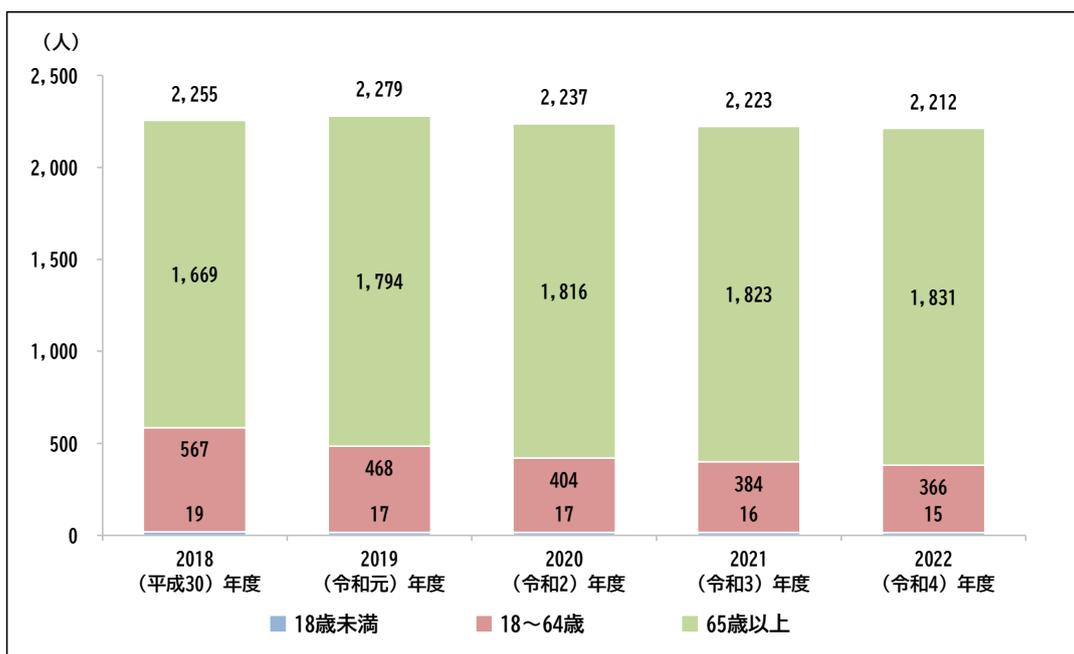
年齢別で見ると、「18歳未満」及び「18～64歳」は減少していますが、「65歳以上」は増加しており、全体として障がい者の高齢化が進行している状況です。

障がい種別で見ると、「聴覚・平衡機能障がい」及び「肢体不自由」は増加傾向にあります。その他の障がい種別はおおむね減少しています。

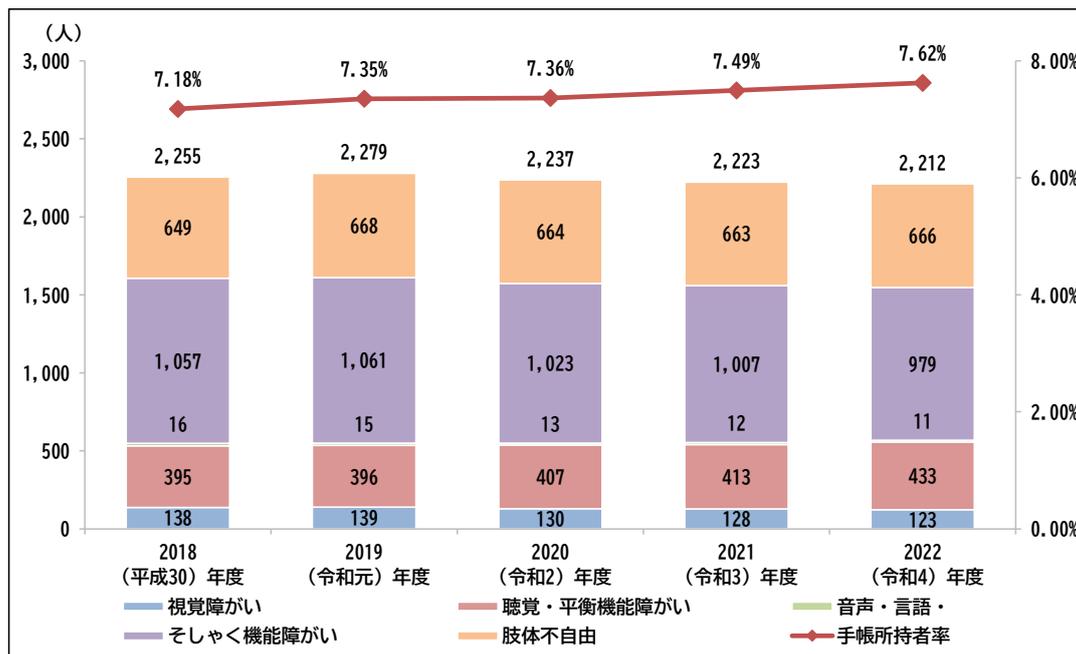
【障害程度別推移】



【年齢別推移】



【障がい種別推移】



単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		2,255	2,279	2,237	2,223	2,212
障害程度等級別	1級	580	612	579	569	556
	2級	312	309	300	283	272
	3級	409	400	397	392	398
	4級	518	519	522	531	527
	5級	151	151	149	151	149
	6級	285	288	290	297	310
年齢別	18歳未満	19	17	17	16	15
	18～64歳	567	468	404	384	366
	65歳以上	1,669	1,794	1,816	1,823	1,831
障がい種別	視覚障がい	138	139	130	128	123
	聴覚・平衡機能障がい	395	396	407	413	433
	音声・言語・そしゃく機能障がい	16	15	13	12	11
	肢体不自由	1,057	1,061	1,023	1,007	979
	内部障がい	649	668	664	663	666

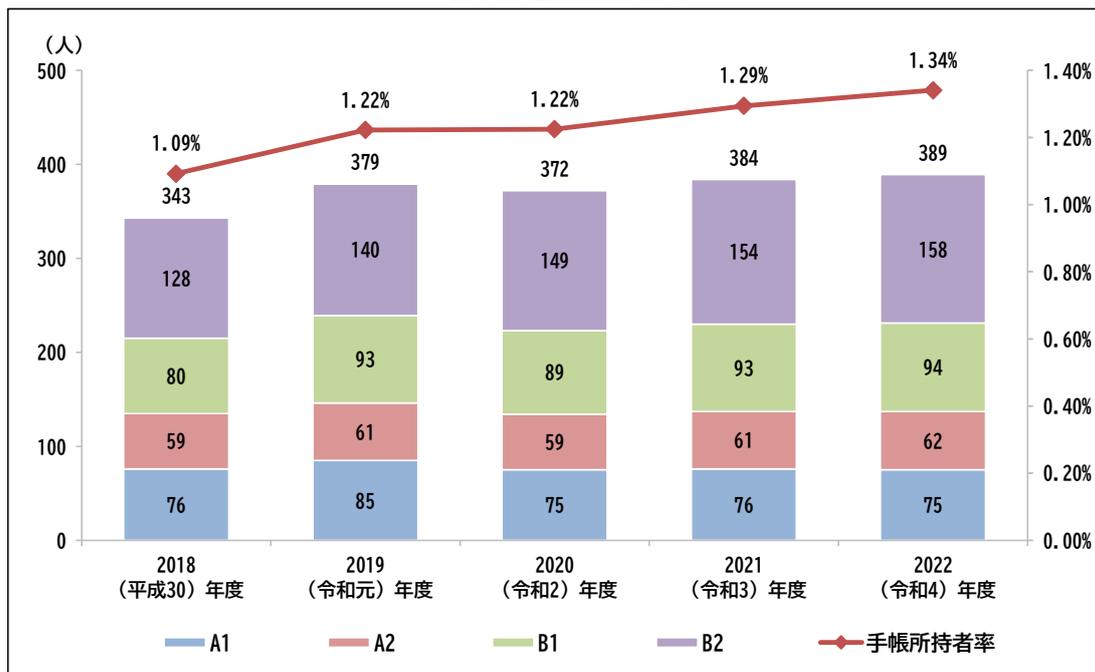
各年度末現在

(3) 療育手帳所持者の状況

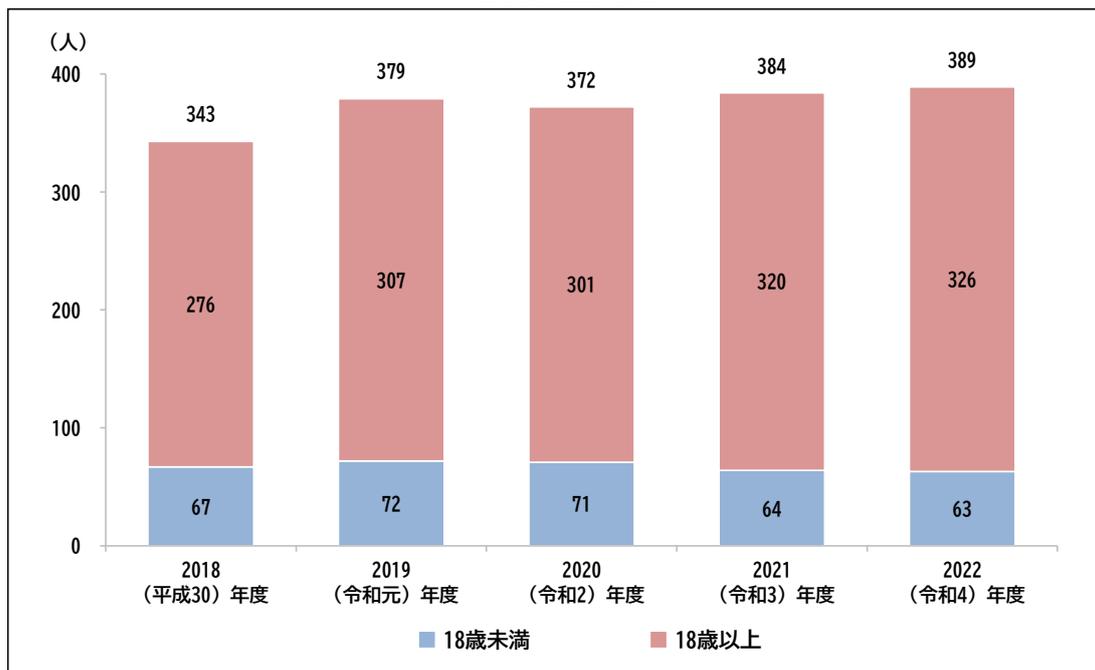
療育手帳所持者数を障害程度別で見ると、「B1」「B2」は増加傾向にあり、「A1」「A2」はほぼ横ばいで推移しています。

全体として療育手帳所持者数が増加している中、年齢別でも「18歳以上」で増加傾向にあります。

【障害程度別推移】



【年齢別推移】



単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		343	379	372	384	389
障がい程度別	A1	76	85	75	76	75
	A2	59	61	59	61	62
	B1	80	93	89	93	94
	B2	128	140	149	154	158
年齢別	18歳未満	67	72	71	64	63
	18歳以上	276	307	301	320	326

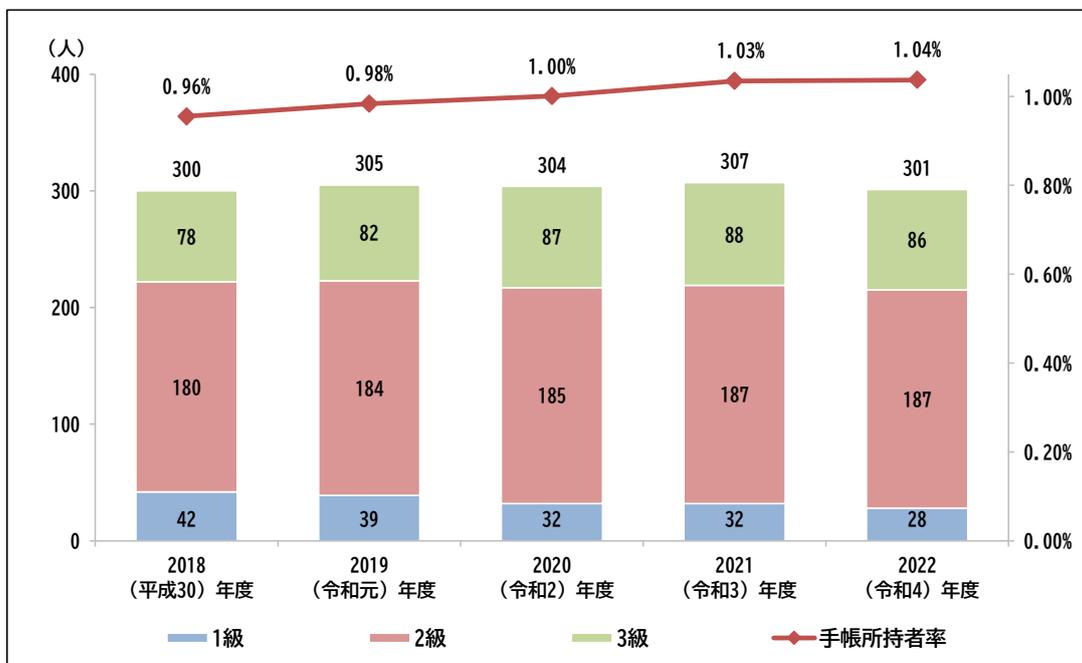
各年度末現在

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

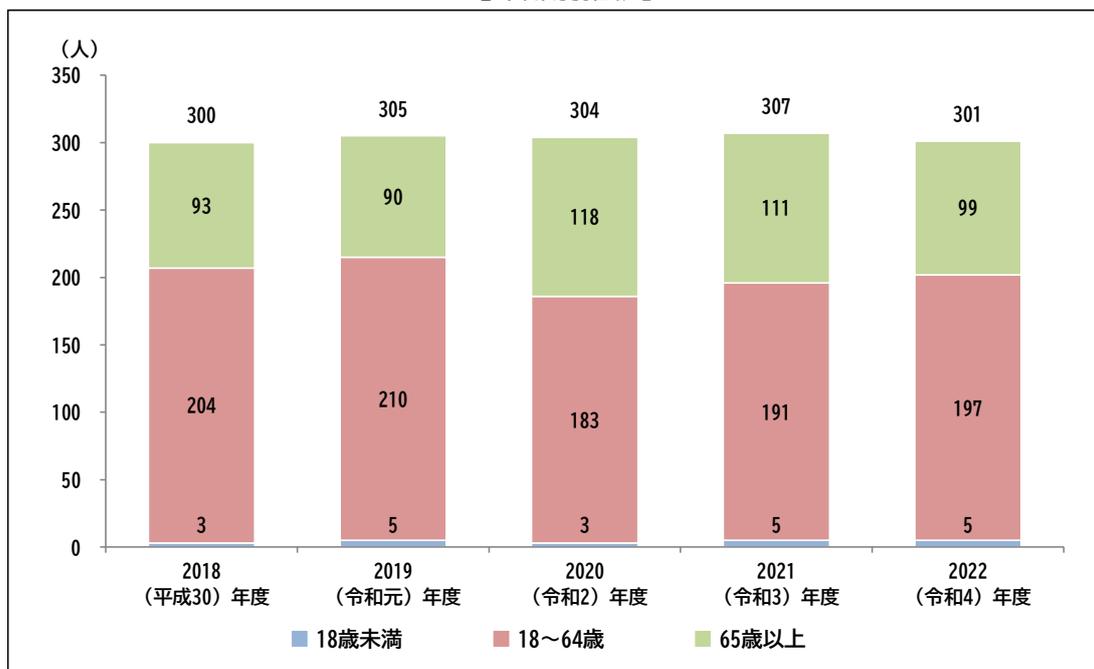
精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害等級別で見ると、「1級」は減少傾向で推移しており、「2級」「3級」は微増傾向にあります。

年齢別で見ると、年度により増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

【障害程度別推移】



【年齢別推移】



単位：人

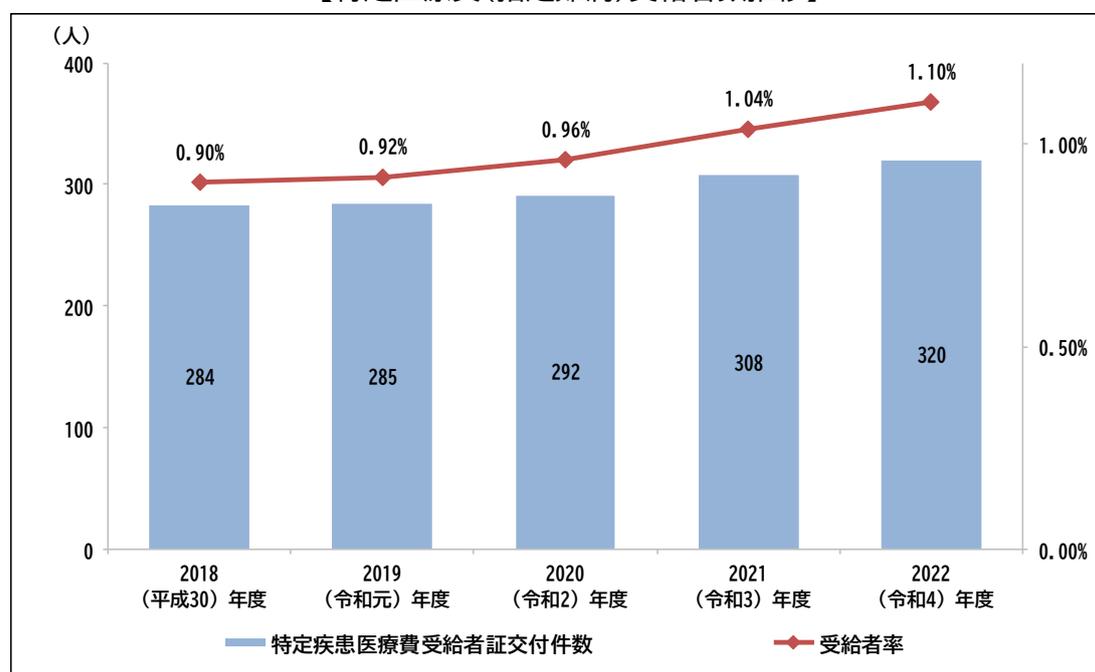
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		300	305	304	307	301
障害等級別	1級	42	39	32	32	28
	2級	180	184	185	187	187
	3級	78	82	87	88	86
年齢別	18歳未満	3	5	3	5	5
	18～64歳	204	210	183	191	197
	65歳以上	93	90	118	111	99

各年度末現在

(5) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数の推移については、平成30年度の284件から、令和5年度では320件となっており、増加傾向で推移しています。

【特定医療費(指定難病)受給者数推移】



単位：人

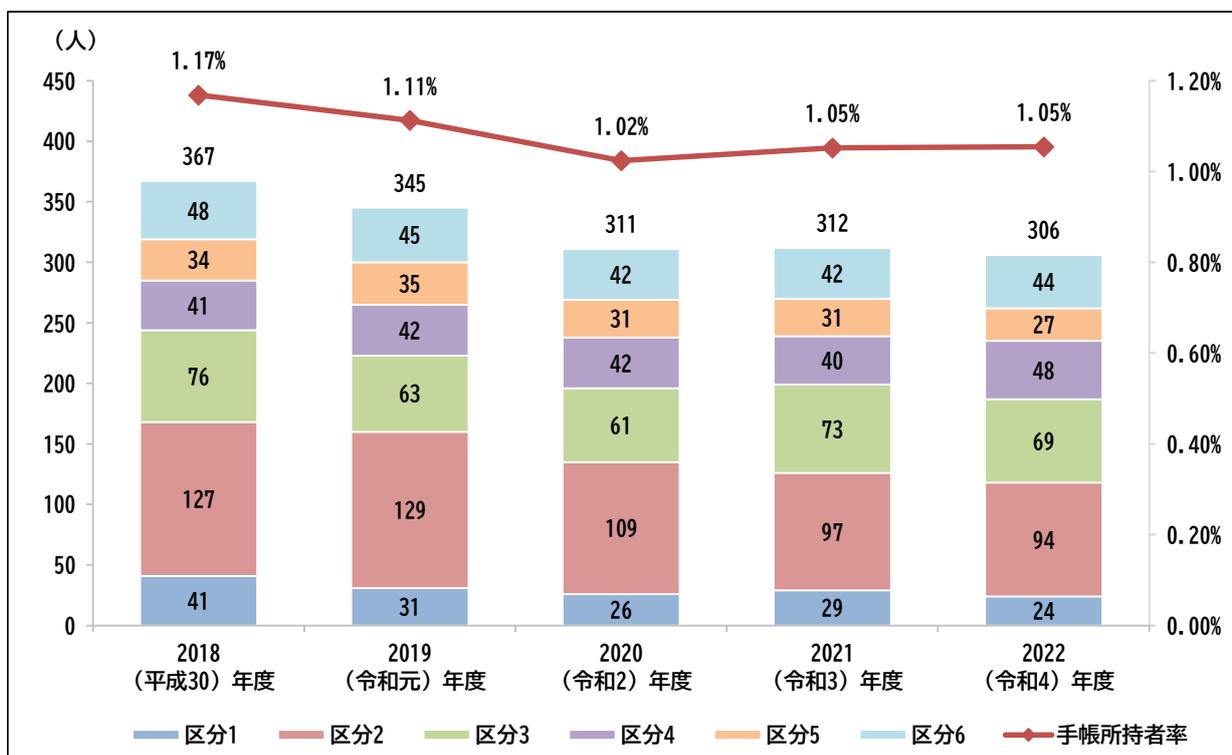
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）受給者数	284	285	292	308	320

長崎県対馬保健所：各年度末現在

(6) 障害支援区分認定者の状況

一部の障がい福祉サービス等の利用に必要な障害支援区分認定については、全体として減少傾向で推移しています。区分別では「区分2」が最も多くなっていますが、認定者数は減少傾向にあります。

【障害支援区分認定推移】



単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	367	345	311	312	306
区分1	41	31	26	29	24
区分2	127	129	109	97	94
区分3	76	63	61	73	69
区分4	41	42	42	40	48
区分5	34	35	31	31	27
区分6	48	45	42	42	44

各年度末現在

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

「対馬市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、本市の障がいのある子どもとその保護者の生活状況やニーズ、障害福祉サービス等事業者の現在のサービス提供体制及び今後の方針、障がい者に関わる団体の活動状況、事業者・団体や利用者を取り巻く現状や課題を把握し、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の障がい福祉施策の推進に活用することを目的として実施しました。

(2) 調査時期

令和6年2月に実施しました。

(3) 調査方法及び調査対象者

区分	調査対象者	調査方法	配布数	回答数	回答率
障がい児向けアンケート調査	対馬市在住で、障害者手帳等を所持している18歳未満の方の保護者及び通所サービスを利用している方の保護者	郵送による配布・回収	106件	45件	42.5%
事業者向けアンケート調査	対馬市内の障がい福祉サービス等事業所		19件	10件	52.6%
関係団体向けアンケート調査	対馬市内で活動する障がい福祉団体等		6件	2件	33.3%

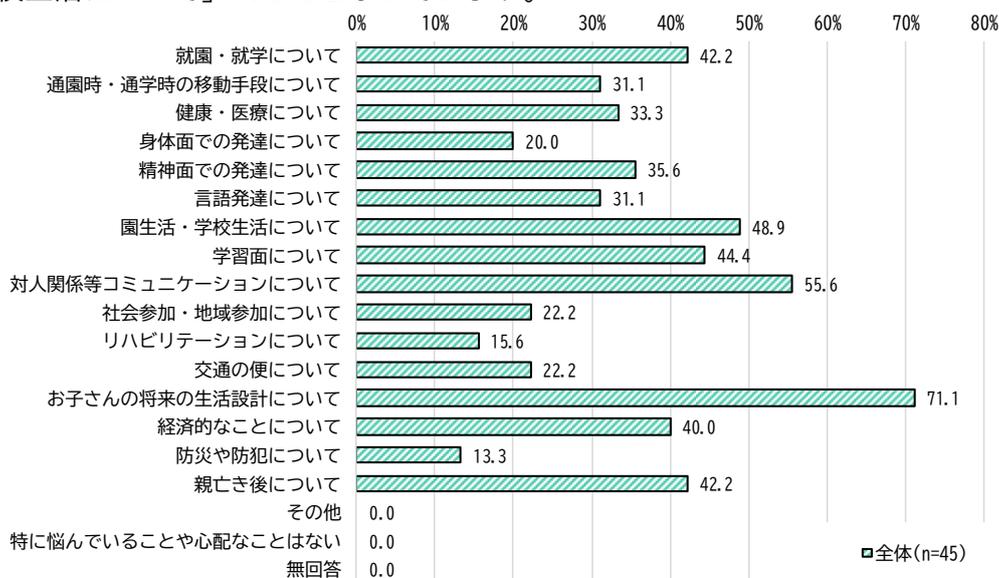
(4) 調査結果利用上の注意

- ・各設問のnは、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記しています。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(5) 障がい児向け調査結果

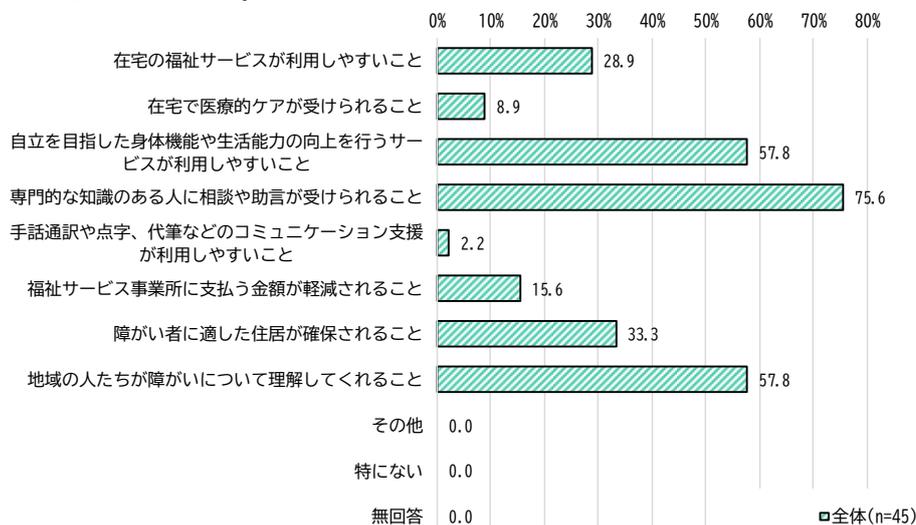
■お子さんのことで悩んでいること、心配に思うことはありますか。(複数回答)

○お子さんのことで悩みや心配なことについては、「お子さんの将来の生活設計について」が71.1%と最も高く、次いで「対人関係等コミュニケーションについて」55.6%、「園生活・学校生活について」48.9%となっています。



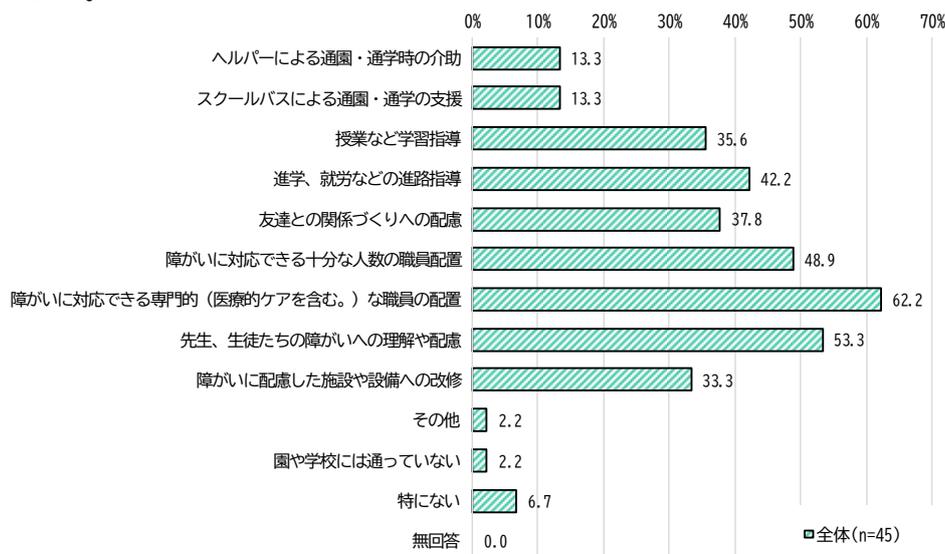
■お子さんが地域で安心・安全な生活をするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

○お子さんが地域で安心・安全な生活をするために必要なことについては、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が75.6%と最も高く、次いで「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」がともに57.8%、「障がい者に適した住居が確保されること」33.3%となっています。



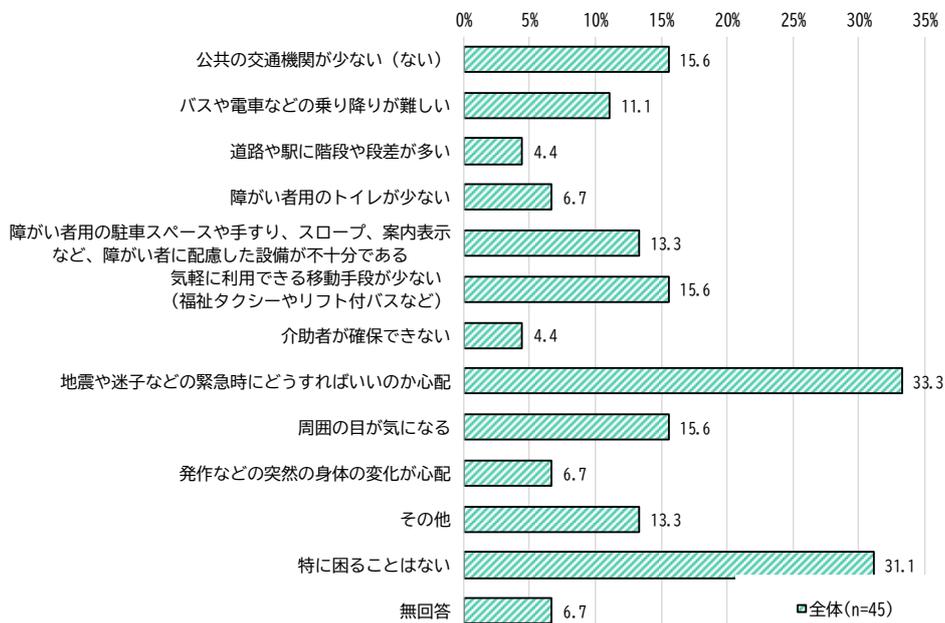
■お子さんが現在通っている園や学校でさらに充実させるべきだと思うことはありますか。(複数回答)

○お子さんが通っている園や学校で充実させるべきことについては、「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」が62.2%と最も高く、次いで「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」53.3%、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」48.9%となっています。



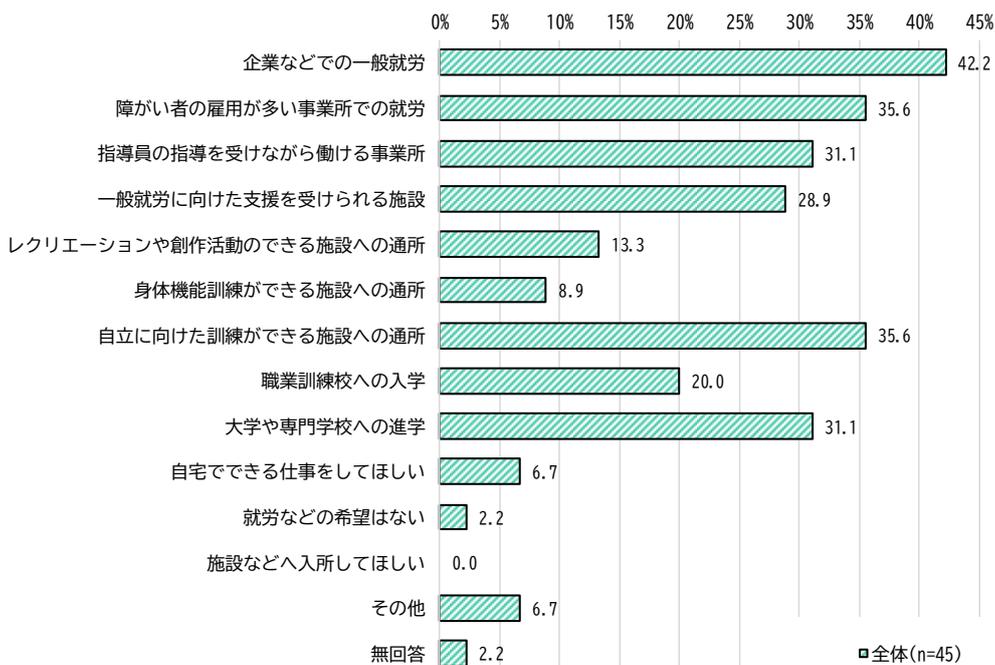
■お子さんと一緒に外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

○お子さんと一緒に外出する時に困ることについては、「地震や迷子などの緊急時にどうすればいいの心配」が33.3%と最も高く、次いで「特に困ることはない」31.1%、「公共の交通機関が少ない(ない)」「気軽に利用できる移動手段が少ない(福祉タクシーやリフト付バスなど)」「周囲の目が気になる」がいずれも15.6%となっています。



■今後、お子さんに対して、どのような将来の進路を希望していますか。(複数回答)

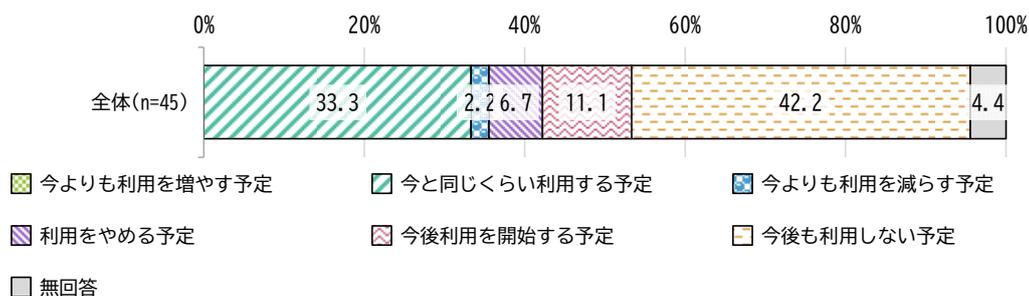
○お子さんの将来の進路希望については、「企業などの一般就労」が42.2%と最も高く、次いで「障がい者の雇用が多い事業所での就労」「自立に向けた訓練ができる施設への通所」がともに35.6%、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」「大学や専門学校への進学」がともに31.1%となっています。



■放課後等デイサービスなどの障がい児向けサービスの利用状況・利用意向について (単数回答)

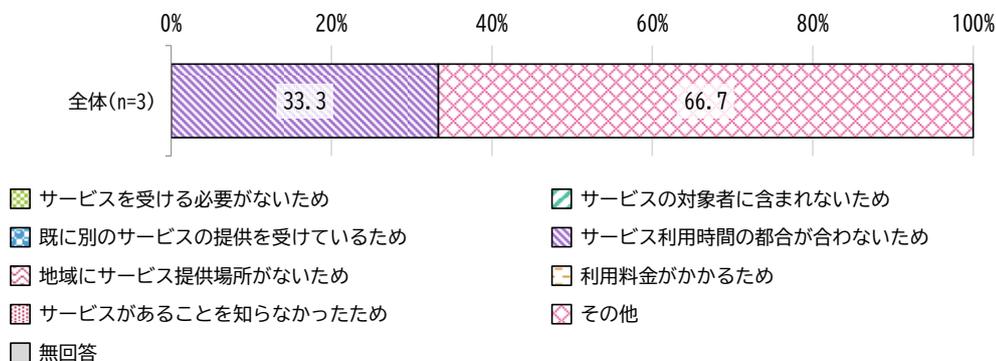
◆利用状況・利用意向

○利用状況・利用意向については、「今後も利用しない予定」が42.2%と最も高く、次いで「今と同じくらい利用する予定」33.3%、「今後利用を開始する予定」11.1%となっています。



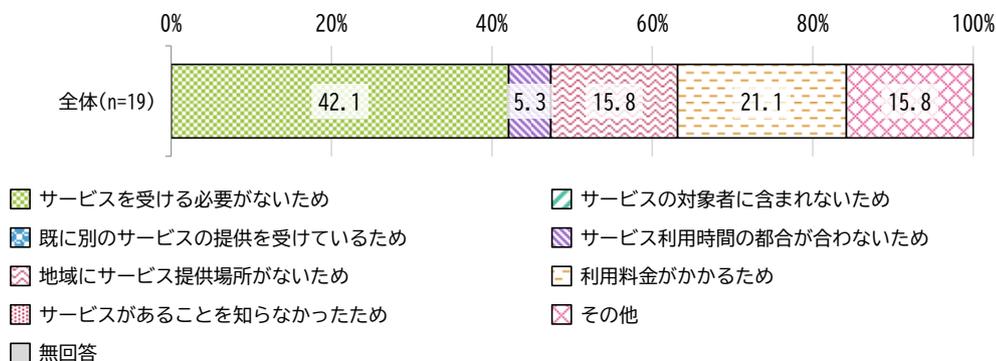
◆利用をやめる理由

○利用をやめる理由については、「その他」が66.7%と最も高く、次いで「サービス利用時間の都合が合わないため」33.3%となっています。



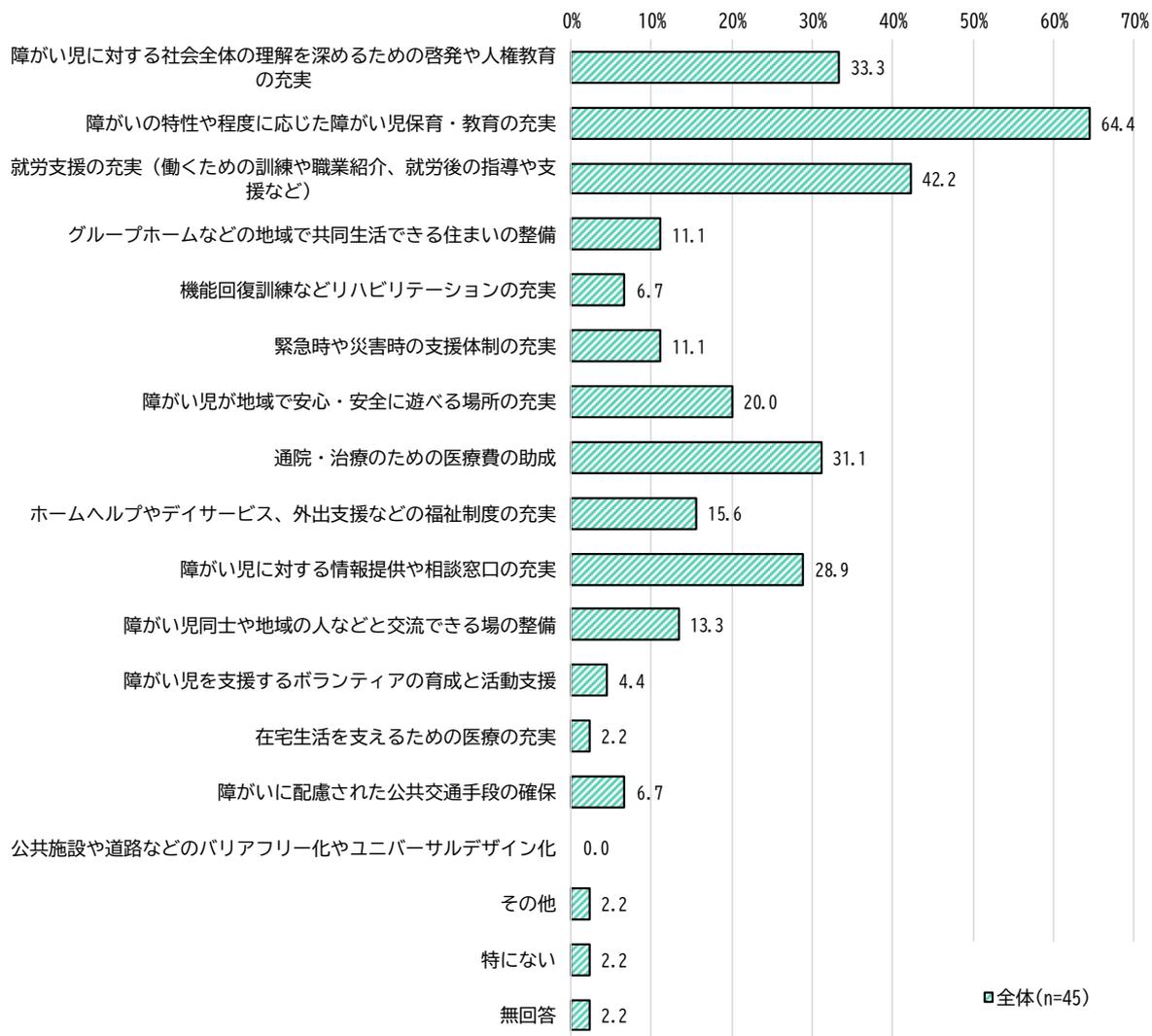
◆今後も利用しない理由

○今後も利用しない理由については、「サービスを受ける必要がないため」が42.1%と最も高く、次いで「利用料金がかかるため」21.1%、「地域にサービス提供場所がないため」「その他」がともに15.8%となっています。



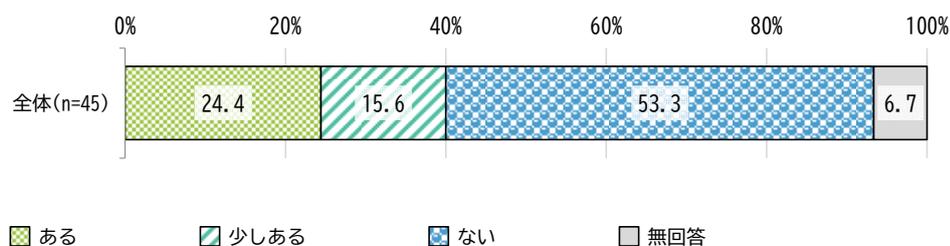
■障がい児支援として重要だと思うことは何ですか。(複数回答)

○障がい児支援として重要だと思うことについては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が64.4%と最も高く、次いで「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）」42.2%、「障がい児に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」33.3%となっています。



■お子様は、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（単数回答）

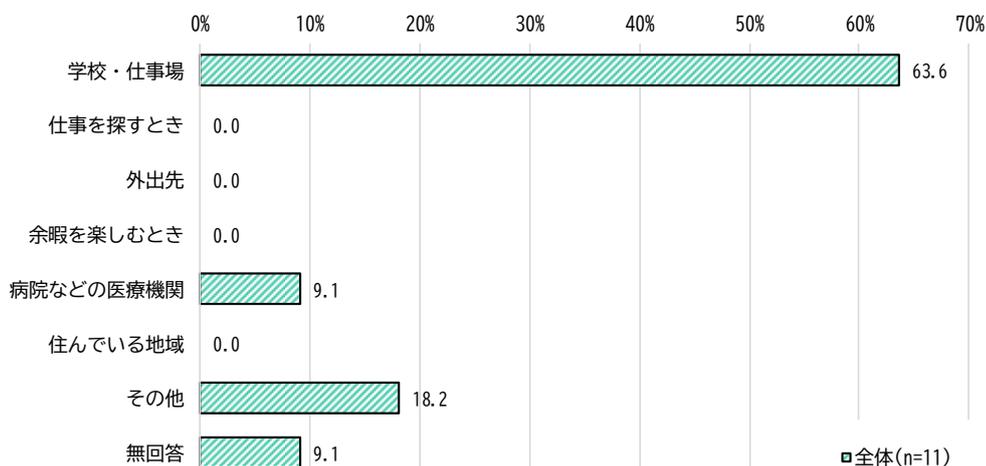
○お子さんに障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無については、「ない」が53.3%と最も高く、次いで「ある」が24.4%、「少しある」15.6%となっています。



※前問で「1. ある」と回答した方のみ

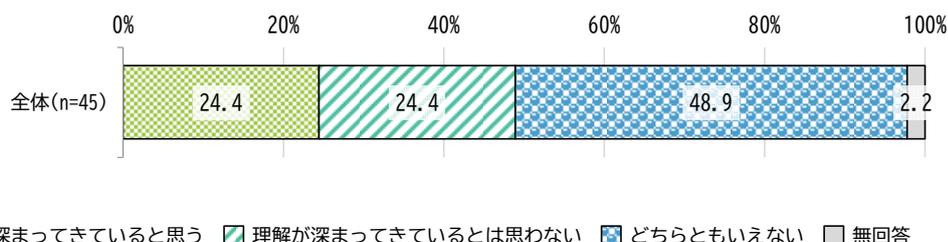
■どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）

○差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が63.6%と最も高く、次いで「その他」18.2%、「病院などの医療機関」9.1%となっています。



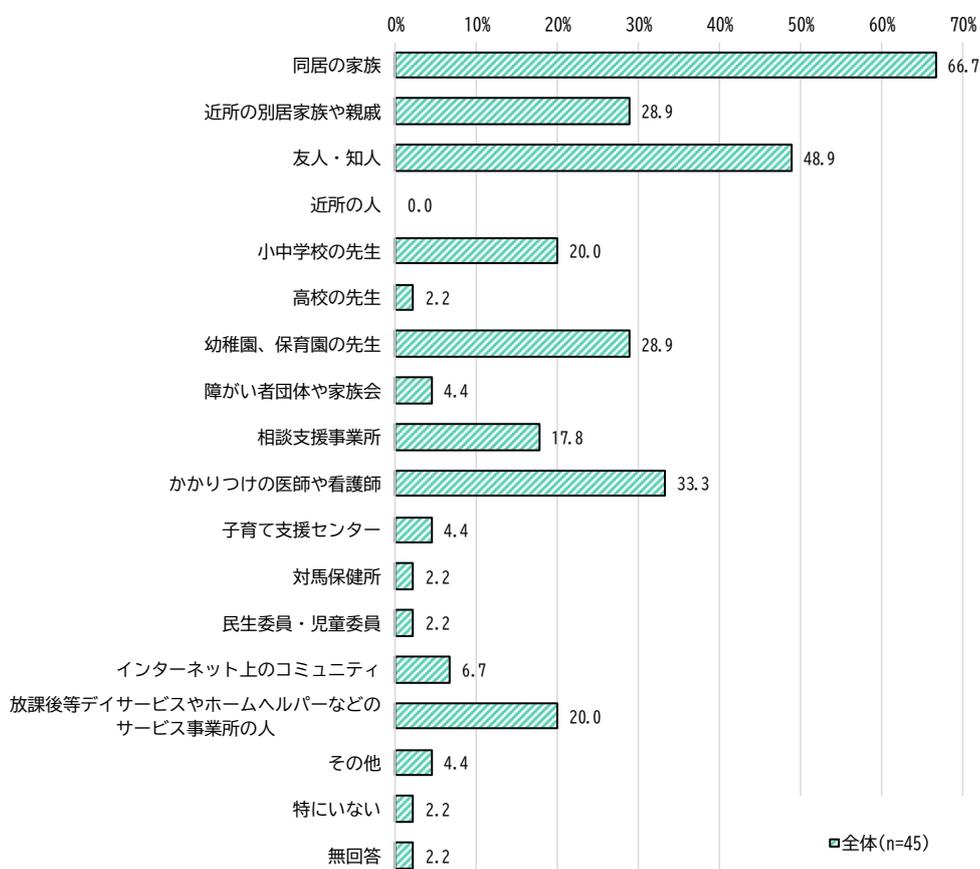
■あなたは、障がいのある人に対する周囲の理解について、どのように感じていますか。
(単数回答)

○障がいのある人に対する周囲の理解については、「どちらともいえない」が48.9%と最も高く、次いで「理解が深まってきていると思う」「理解が深まってきているとは思わない」がともに24.4%となっています。



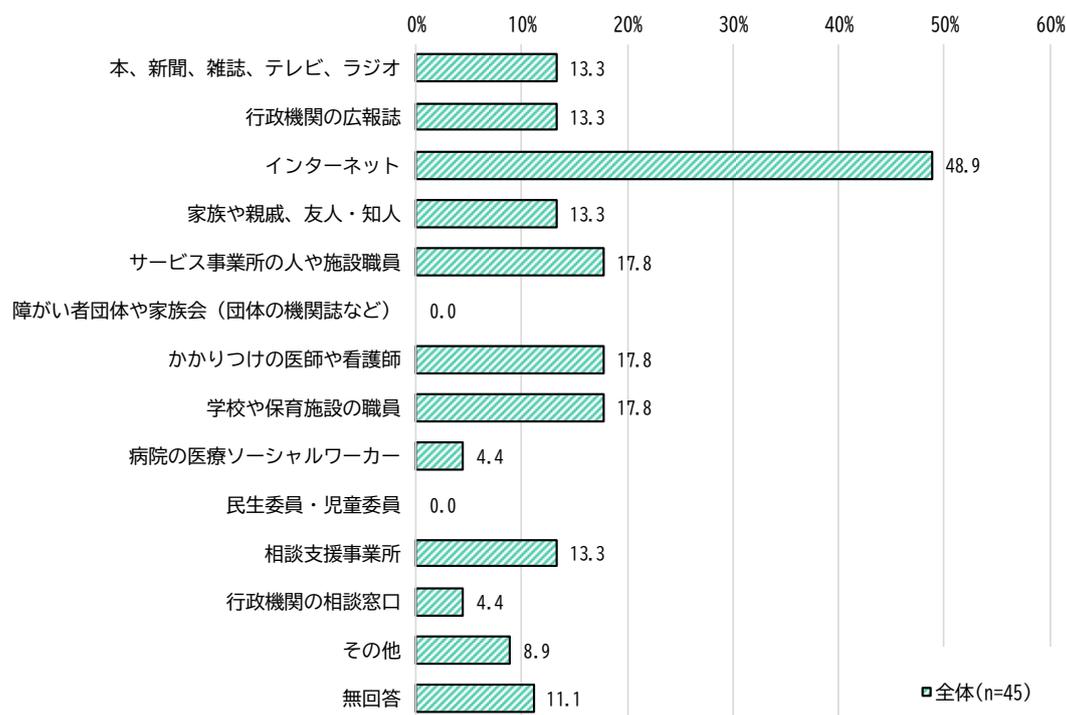
■あなたは普段、お子さんについての悩みや困ったことをどなたかに相談していますか。
(複数回答)

○お子さんについての悩みや困ったことの相談先については、「同居の家族」が66.7%と最も高く、次いで「友人・知人」48.9%、「かかりつけの医師や看護師」33.3%となっています。



■あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数回答)

○障がいのことや福祉サービスなどの情報入手先については、「インターネット」が48.9%と最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」「かかりつけの医師や看護師」「学校や保育施設の職員」がいずれも17.8%となっています。



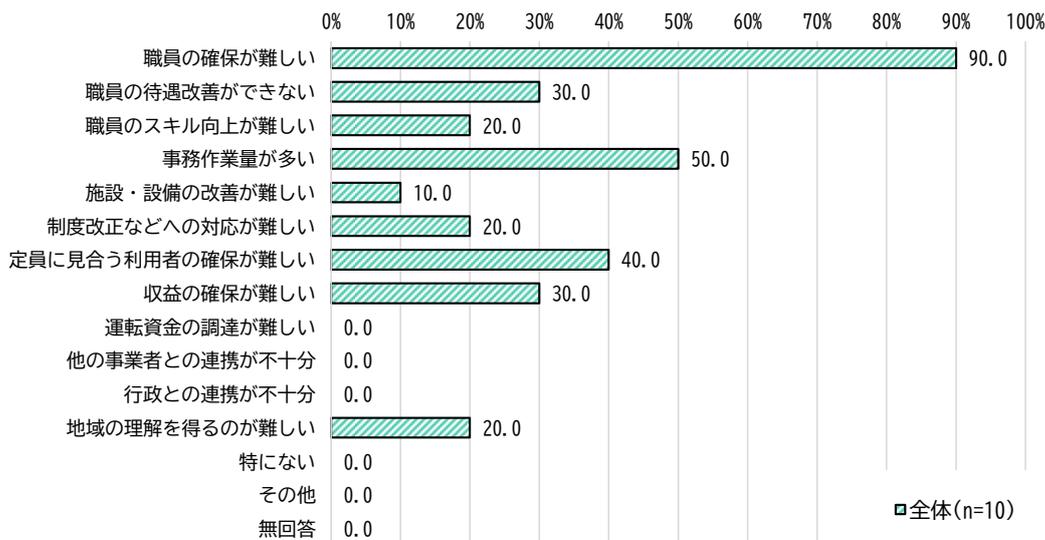
■市の障がい福祉施策に関する意見（自由記述）

<p>通院、入院の為に島外に行く時の旅費など少しでも助成して欲しいと思います。年に数回、必ず行くので、助成してもらえると助かります。</p>
<p>島外への病院受診の際の費用が負担になる。ケアマネさんより、特別児童扶養手当での申請を進められましたが、内容を見ると明らかに身体に障害があり、重度の精神失感など。私の子供は元気なだけと言われたらそれまでです。行政の人が健診の時に何か話をしてくれるわけでもなく、自然と病院（島外）も電話だけになります。見た目にも異常がなく、活発で言葉が遅れているだけ。そういう子供がいる家庭をもっと取り上げるべきだと思います。</p>
<p>もっと案内を増やして欲しい（ハガキや掲示板など）。対馬市のホームページも整理して欲しい。感覚過敏について知らない人が多い（教育機関の中で）。発達障害、障害者についてもっと学ぶ機会を設けるべき。また、セミナー等も開いて一般の人にも広く知ってもらいたい。</p>
<p>子どもの通学の送迎サービスの相談をした時に”子どもにまで手がまわらない”といわれました。特別支援学校ができて、送迎サービスも放課後デイサービスもない対馬で子どもを育てていくのはやっぱりムリなのかなと思います。2027年まで3年もあります。親もさらに年をとります。明るい未来につながるのかなと思います。</p>
<p>現状において、支援学校などが島内にないので、そこをもっと考えて力を入れて欲しい。できれば息子を支援学校に通わせたいと思っているが、そうすると親も一緒に島外に出ないといけないのかなと思っています。普通小学、中学校の支援学級では支援が行き届いていないと思っています。定期的に通院の為に島外に行っているが交通費、宿泊費など年間を通してけっこうかかる。子供の為のイベントもスポーツ関連のものが多いと思います。最近特に偏りがあるかと思っています。スポーツができない子供の為、障がいのある子供の為のイベントなども増やして頂けるとありがたい。色々な子供がいると思いますので平等な福祉、支援をお願いします。</p>
<p>今の子供の親世代の頃に比べたら、格段に利用出来るサービスや相談できる窓口も増え、祖父母世代に関しても少しずつではありますが、障害や特性に対する理解も進んできているように思えますが、学校、保育園、病院、リハビリなど療育を受けられる場所などもまだまだ人手と受け皿が足りていないように感じています。それこそ乳幼児健診などで早期に声かけや受診をすすめたりして下さるようになり、子供たちが早くからそれぞれに合った成長の機会を、と動いて下さりありがたいと思っています。ただ受け皿自体が足りていないので、リハビリでの療育などもなかなか予約を取るだけでも大変になってきているように感じます。自治体の方でも更に体勢を整えていただきたい。あと、専門の知識を持った方にそういう場所においていただきたい。特に小学校の支援学級に関しては子供にとって大事な時期にも関わらず専門的な知識があまりなく、それまでの経験が定型のクラスのみから経験の少ない若い先生が配置されることも多かった。子供2人が支援学級にいますが、こと学校に関してはそのあたりに対する改善が急務のように感じています。</p>
<p>きらきらルームなど療育のためのサービスを土曜日も提供してほしい。</p>
<p>障がい者が利用できる事業所とか学校など空き家などを使って作ってほしい。障がい者が1人でもお店にいけるような環境がほしい。</p>
<p>上対馬町に療育施設の必要性があると思います。特別支援学級に対する保護者の要望も高く専門性を求められることも多いと感じています。来年度、小学校へ就学します。支援学級と迷いましたが、通常クラスを選択しました。入学説明会では、通常クラスに在籍する小中学校生の8.8%が支援の必要性があると聞きました。介助員の先生方が常時いてもらえたらと思っています。</p>
<p>就学前の療育遠等ができる大変ありがたい存在になるのではないかと。就学後もどんな進み方があるのかを冊子等にまとめてもらえるとありがたい。保育園の先生方へも研修等があればどこからでも発信もできるのでは。当事者（保護者）になるまでなかなか知りうる事がない事ばかりなので、障害、特性を保護者が受け入れるまでかなり時間がかかると思うので、情報が1つにまとまっているとありがたい。より暮らしやすく子供を育てやすい市になる事を願っています。</p>

(6) 事業所向け調査結果

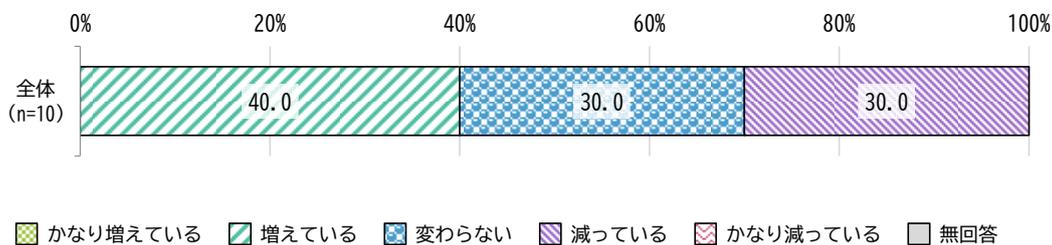
■ 貴事業所を経営していく上で問題となっていること（複数回答）

○ 事業所を経営していく上での問題点については、「職員の確保が難しい」が90.0%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」50.0%、「定員に見合う利用者の確保が難しい」40.0%となっています。



■ 昨年度と比較した、新規のサービス提供依頼者数の動向（単数回答）

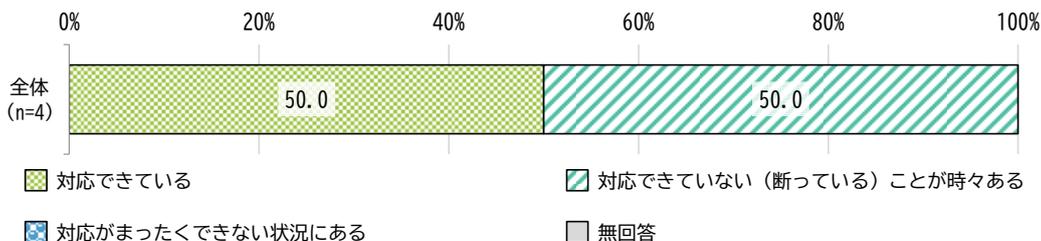
○ 昨年度と比較した、新規のサービス提供依頼者数の動向については、「増えている」が40.0%、「変わらない」「減っている」がともに30.0%となっています。



※前問で「1 かなり増えている」「2 増えている」と回答した事業所のみ

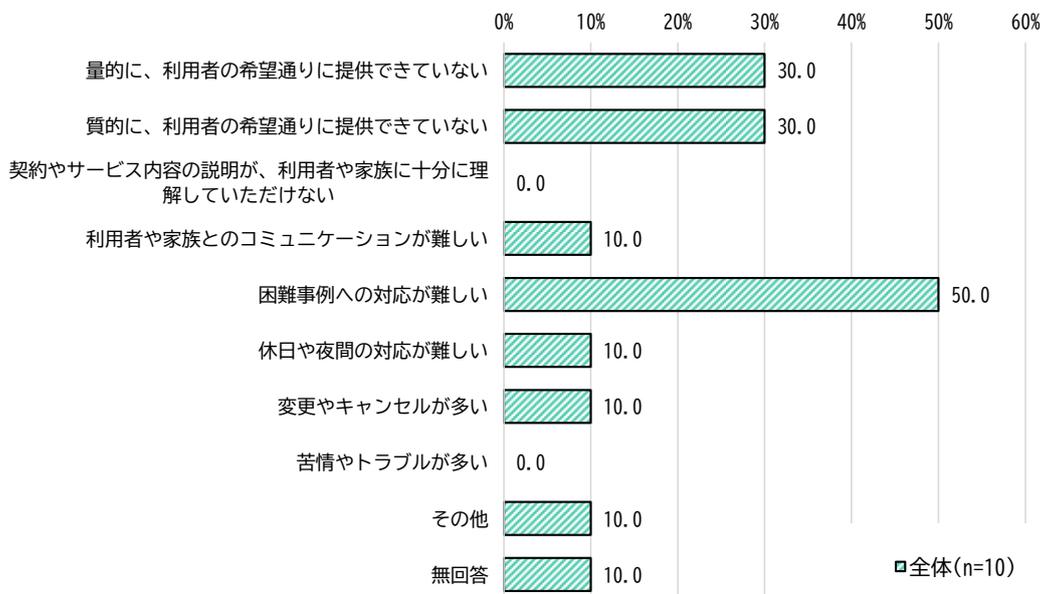
■サービス提供依頼者数増加への対応（単数回答）

○サービス提供依頼者数増加への対応については、「対応できている」「対応できていない（断っている）ことが時々ある」がともに50.0%となっています。



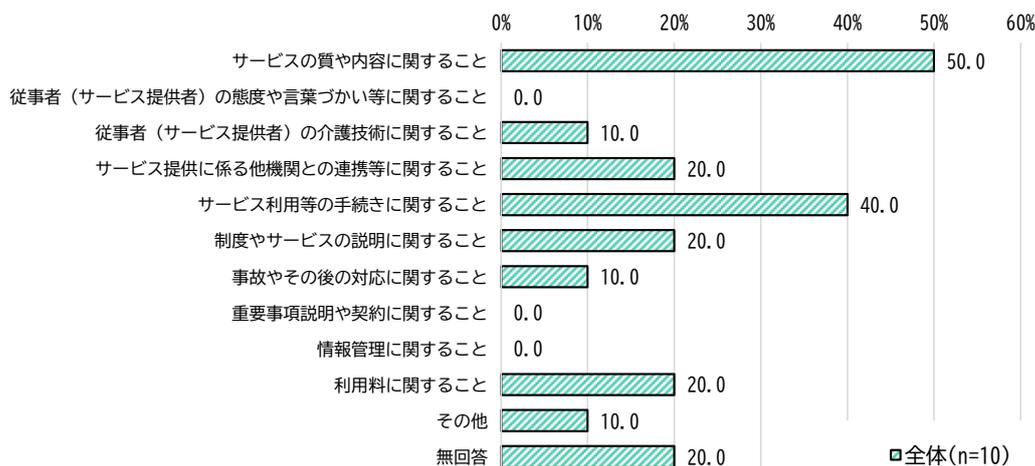
■サービスを提供する上で、課題となっていること（複数回答）

○サービスを提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」が50.0%と最も高く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」がともに27.3%となっています。



■サービス利用に関する、利用者やご家族の方からの相談や苦情の内容（複数回答）

- サービス利用に関する、利用者やご家族の方からの相談や苦情の内容については、「サービスの質や内容に関すること」が50.0%と最も高く、次いで「サービス利用等の手続きに関すること」40.0%となっています。



■利用者やご家族の方から寄せられた苦情への対応（自由記述）

入所施設を利用されている方のご家族より、病院受診時の対応について（着ているもの、持ち物、水分補給等について）相談を受けました。施設と話し合いを行い、ご家族に施設見学に来ていただき、今後の対応について説明し、納得していただいた。

委員会の設置

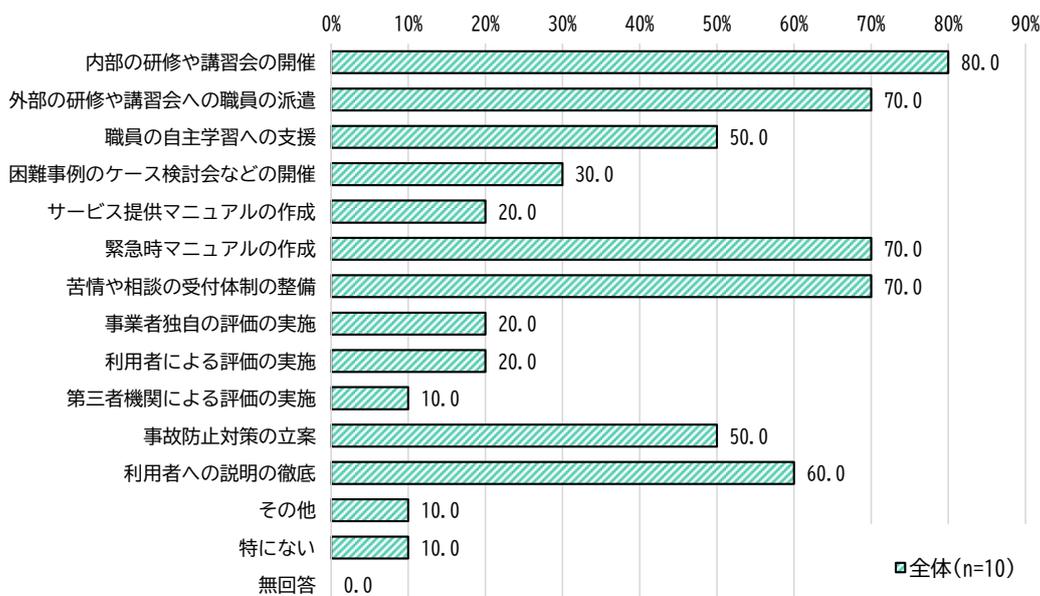
苦情は特になく、要望や希望についてはできる範囲内での対応をさせて頂いています。

苦情解決規程に準ずる。

- ・苦情解決責任者は、利用者、家族等に対して、苦情解決の仕組みを周知、説明する。
- ・受付担当者は、苦情の申出があったら、責任者に報告する。責任者は内容を確認し、苦情解決委員会にて解決案を検討する。
- ・責任者は、申出者と話し合いを行い、解決案を提示する。担当者は苦情を受けてから解決、改善まで経過と結果について記録する。事業所内で申出のあった事項について、改善に取り組む。必要に応じて責任者は「苦情解決委員会」を開催する。
- ・責任者は苦情解決について取り組み、実績を報告する。

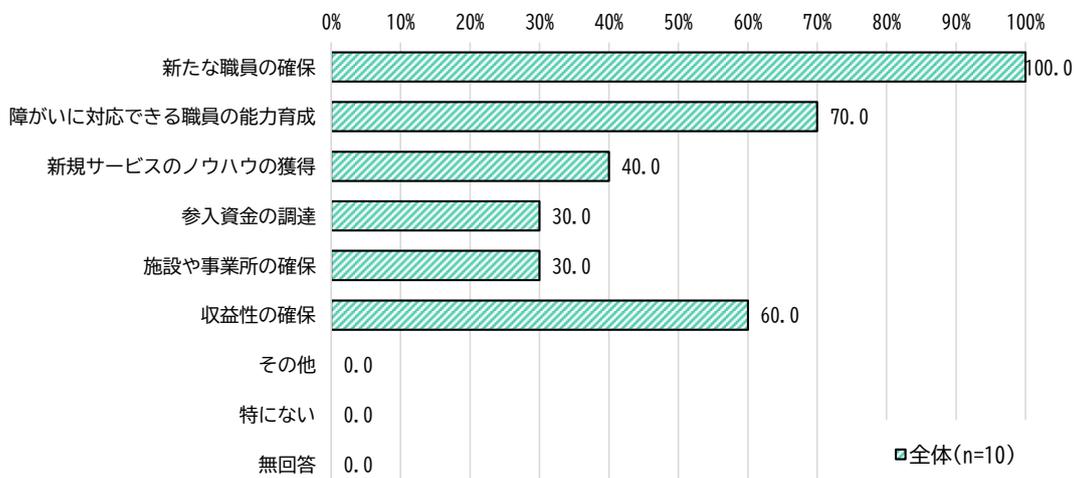
■サービス向上のための取組の内容（複数回答）

○サービス向上のための取組の内容については、「内部の研修や講演会の開催」が80.0%と最も高く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」「緊急時マニュアルの作成」「苦情や相談の受付態勢の充実」がそれぞれ70.0%となっています。



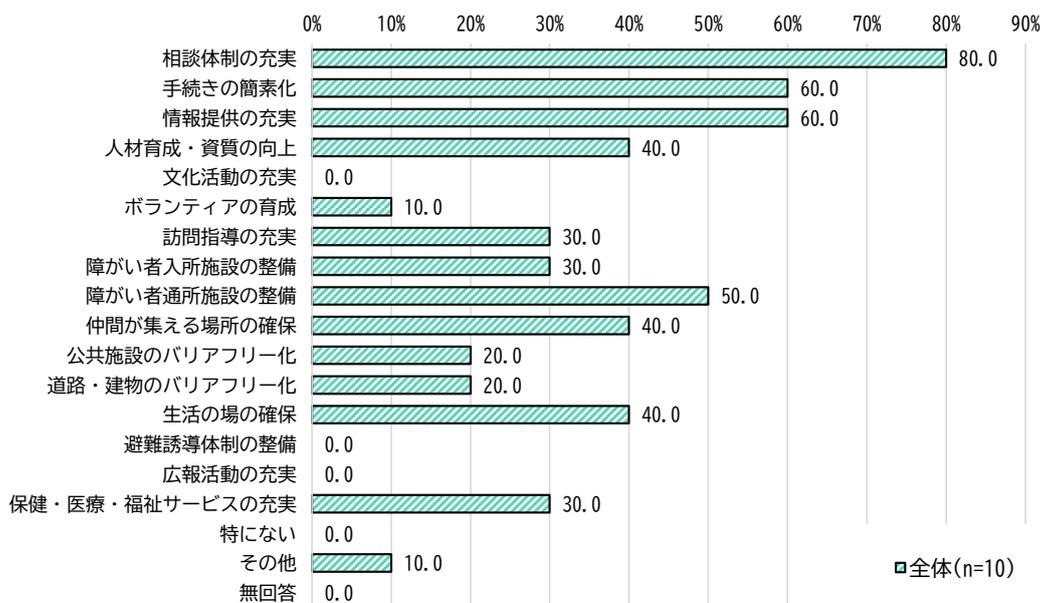
■新規サービスに参入する上で、課題となること（複数回答）

○新規サービスに参入する上で、課題となることについては、「新たな職員の確保」が100.0%と最も高く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」70.0%、「収益性の確保」60.0%となっています。



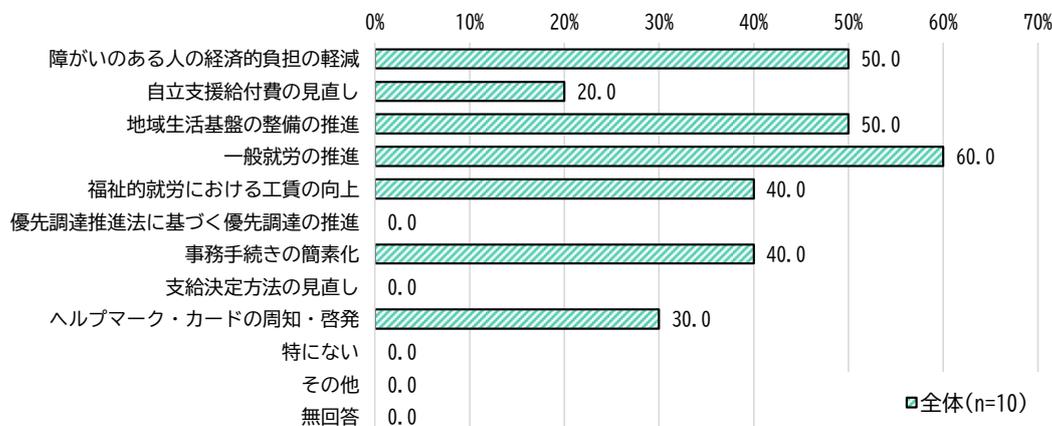
■障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと（複数回答）

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」が80.0%と最も高く、次いで「手続きの簡素化」「情報提供の充実」がともに60.0%、「障がい者通所施設の整備」50.0%となっています。



■市が実施する今後の障がい者福祉施策について、期待していること（複数回答）

○市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待していることでは、「一般就労の推進」が60.0%と最も高く、次いで「障がいのある人の経済的負担の軽減」「地域生活基盤の整備の推進」がともに50.0%となっています。



■対馬市在住の障がいのある人、または、障害のある子どもたちを取り巻く環境について、日頃感じていることや意見など（自由記述）

<p>利用出来るサービスが住んでいる場所によって差が大きく、移動も大変。</p>
<p>重度の障がいを持っている人が利用できる事業所がない。家族の負担が多い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業前のショートで受け入れてくれる施設がない。（障害児 18 才未満） ・学校卒業前の障害児の長期休みの受け入れ施設がない。 ・障害者のグループホームが少ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する地域の方々の理解が薄い。 ・知的、身体、精神障がいと一緒にする考え方が、そもそも違うと思うし、そのニーズに対して適切な十分なサービス提供ができないと思う。 ・在宅で生活されている障がい者の情報不足。緊急時にあまりにも情報がなさすぎる。
<p>今訪問しているケースで感じる事は、話を聞いてもらう場所、人が必要なのではと感じています。不安を抱えてどうしていいのか分からない様です。話を聞いていると笑顔も見られ、顔の表情も明るくなります。話している中でどこに相談すれば良いのか、どうしたらいいのか分からないと言われることがあるので、必要な時はケアマネに連絡する様にしています。少しの変化にも気付き、本人が安心して生活ができるお手伝いが出来ればと思っています。</p>
<p>障がいを持たれている方々と地域の皆さんとの交流の場が極めて少ない。支援する側である地域の皆さんに対して、積極的に「障がいを知る」機会を提供する必要があると考えます。</p>

■障がいのある人が地域で生活を継続し、社会参加を行うにあたって必要なこと（自由記述）

<p>インフォーマルサービスを含めた社会資源を増やしていく。</p>
<p>利用できるサービスの整備が必要だと考えますが、なかなか人員確保ができない状況です。サービスを充実させるために人員体制を整える施策が必要だと考えています。</p>
<p>障害の程度で全然違うと思いますが、その人に適した環境を選択する事は必要だと思います。在宅なら近所、地域の理解、協力は大切だと思います。</p>
<p>公共施設等の段差をなくすなどの目に見えるバリアフリー化も必要だとは思いますが、地域の方々の「障害」に対する理解促進を図り、地域一体となって障害を持たれている方々を支えるという「心のバリアフリー化」を推進することがとても大切だと思います。</p>

■市の障がい福祉施策に関する意見・要望（自由記述）

<p>介護保険関連の事業所に比べて数自体が少ないと思います。対馬の人口比率で考えると障がいの人口は多い気がします。</p>
<p>島内では医療行為を受け入れる施設が少ない為、長期入院になった場合やむを得ず、島外の病院とか施設を利用するケースがあり、本人、家族の精神面、経済面の負担が大きいので、終末期をできるだけ島内で過ごせるいい策を検討頂きたいと思います。</p>
<p>障害は個人にあるのではなく、むしろ受け入れる社会側にあるとの観点で、可能な限り障害者の皆さんが「生きづらさ」感じる場面が少なくなるよう、施設整備などのハード面でだけでなく、共生社会の実現に向けて、もっとソフト面の施策を充実していただければ幸いです。</p>

第3章 本計画における目標値の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
目標設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○国の基本指針に基づいて、6%以上（5人以上）を地域生活に移行すべき本計画では、本市の実情を考慮し、令和8年度末時点で施設入所者の5人以上が地域生活へ移行することを目指します。 ○国の基本指針に基づいて、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとし、令和8年度末時点の施設入所者数を64人とします。

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	68人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の地域移行者数	5人	令和8年度末の施設入所者からグループホーム等への移行者数見込み (令和4年度末の施設入所者数の6%以上)
(目標) 目標年度の施設入所者数	64人	令和8年度末の施設入所者数(令和4年度末の施設入所者数の5%以上を削減)
(目標) 削減見込み	4人	令和8年度末の削減見込み数(令和4年度末の施設入所者数からの削減人数)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方
<p>○国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。</p>

活動指標	単位	実績値	計画値（活動指標）		
		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	0	0	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	15	16	17	18
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	人/年	0	0	0	0

3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村市又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○本市においては、面的整備にて地域生活支援拠点等を実施しています。その機能の充実に向けては、対馬市地域自立支援協議会において、年1回運用状況を検証及び検討を行います。</p>

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	面的整備にて実施	令和8年度末までの拠点数
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回	令和8年度における検証・検討の場の開催回数
コーディネーターの配置（箇所）	1箇所	令和8年度末時点のコーディネーターの配置箇所数
強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	1箇所	令和8年度末時点の支援体制の有無

4 福祉施設から一般就労等への移行等

国の基本指針	
<p>○令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数から1.28倍以上とするとともに、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数のそれぞれ1.31倍・1.29倍・1.28倍とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合を50%以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度の1.41倍以上とするとともに、令和8年度時点における過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合を25%以上とすることを基本とする。</p>	
目標設定の考え方	
<p>○令和3年度実績や障がい者の就労環境等を考慮し、令和8年度中の一般就労移行者について、以下のとおり目標を設けます。</p>	

成果目標		考え方
(実績) 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	9人	令和3年度の実績
目標年度の一般就労の移行者数	12人	令和8年度の一般就労移行者数
内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人 令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	4人 令和8年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	6人 令和8年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%	令和8年度の割合
過去6年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度の割合

5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p>
目標設定の考え方
<p>○本市の実情を考慮し、障がい児通所支援等の地域支援体制の整備について、以下のとおり目標を設けます。</p>

成果目標	考え方	
児童発達支援センター設置数	1箇所	令和8年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	1箇所	令和8年度末時点における設置数
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	令和8年度末時点の整備数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	令和8年度末時点の整備数
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1箇所	令和8年度末時点の整備数

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○現在の体制を維持するとともに、相談支援体制の更なる充実と強化のために、基幹相談支援センターの体制を構築することを目標として検討・調整を進めます。</p>

活動指標	単位	実績値	計画値（活動指標）		
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	—	有	有	有	有
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	件/年	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	回/年	4	4	4	4
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	回/年	7	7	7	7
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
○長崎県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に、障がい福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。
○障害者自立審査等支払システム等については、現在、担当課で事業者等のサービス給付状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、具体的にどのような形での分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。

活動指標	単位	実績値	計画値（活動指標）			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への職員の参加人数	人/年	0	1	1	1	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	-	無	有	有	有	

8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
<p>○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。</p> <p>○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。</p> <p>○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。</p>
目標設定の考え方
<p>○国の基本指針に基づき、各活動指標について引き続き活動を行っていきます。</p>

活動指標	単位	実績値	計画値（活動指標）		
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントプログラムの実施回数（回）	回/年	0	0	1	1
ペアレントトレーニングの実施回数（回）	回/年	0	0	1	1
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）	回/年	0	0	1	1

第4章 障がい福祉サービスの見込み量

1 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
①居宅介護	人/月	—	98	—	99	—	98
	時間/月	—	859	—	843	—	817
②重度訪問介護	人/月	—	1	—	1	—	0
	時間/月	—	1	—	2	—	0
③同行援護	人/月	—	5	—	6	—	5
	時間/月	—	38	—	40	—	36
④行動援護	人/月	—	2	—	2	—	3
	時間/月	—	19	—	20	—	12
⑤重度障害者等包括支援	人/月	—	0	—	0	—	0
	時間/月	—	0	—	0	—	0
合計	人/月	88	106	90	108	92	106
	時間/月	880	917	900	905	920	849

※第6期計画では、サービスごとの見込み量は設定していません。

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	100	102	105
	時間/月	850	860	870
②重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	5	5	5
③同行援護	人/月	6	6	6
	時間/月	45	45	45
④行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	20	20	20
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

【第7期における方針及び確保のための方策】

○第6期計画期間の実績と現在の利用状況から見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供するとともに、本人の希望に沿って必要なサービスを受けることができるよう、今後もサービス提供基盤の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、 ①49歳以下の場合には障害支援区分3以上(施設入所の場合は区分4以上) ②50歳以上の場合には、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある(就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。)障がい者	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

第4章 障がい福祉サービスの見込み量

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ① A L S 患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分 6 の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分 5 以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	① 障害支援区分が区分 1 以上の人 ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
生活介護	人/月	71	74	72	72	72	74
	人日/月	1,491	1,600	1,512	1,537	1,512	1,581
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	0	1	0
	人日/月	20	0	20	0	20	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2	0	2	0
	人日/月	60	38	60	0	60	0
就労移行支援	人/月	4	2	5	1	6	1
	人日/月	80	29	100	19	120	27
就労継続支援（A型）	人/月	4	4	5	5	6	2
	人日/月	88	90	110	96	132	6
就労継続支援（B型）	人/月	124	129	126	134	128	131
	人日/月	2,480	2,679	2,520	2,629	2,560	2,603
就労定着支援	利用者数/年	1	0	2	0	3	0
療養介護	利用者数/年	14	14	14	14	14	13
短期入所	人/月	3	1	3	1	3	1
	人日/月	36	30	36	28	36	10

③サービスの見込み量

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	73	73	74
	人日/月	1,565	1,590	1,620
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労選択支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	1	2	2
	人日/月	16	30	30
就労継続支援（A型）	人/月	7	7	8
	人日/月	151	151	174
就労継続支援（B型）	人/月	123	125	126
	人日/月	2,480	2,520	2,550
就労定着支援	利用者数/年	0	0	0
療養介護	利用者数/年	12	13	13
短期入所（福祉型）	人/月	3	3	4
	人日/月	42	42	56
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

【第7期における方針及び確保のための方策】

- 生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所は、第6期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込み量を設定しました。
- 自立訓練（機能訓練）、就労定着支援については第6期計画期間の実績が無かったことから、今後はニーズの把握に努めるとともに、利用希望があった場合には円滑にサービスの利用ができるように体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の障がい者(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な障がい者	入所する施設において、主に夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	69	68	74	69	79	69
施設入所支援	人/月	66	69	66	68	66	67

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	64	66	68
施設入所支援	人/月	65	65	64

【第7期における方針及び確保のための方策】

- 自立生活援助は、第6期計画期間の実績が無く、今後の利用の見通しも現在のところ無いことから、見込みを0人としています。
- 共同生活援助（グループホーム）については、第6期計画期間の実績から見込量を設定しました。また、障がい者の地域移行を促進する観点から、地域における居住の場として、今後も施設整備の促進を図ります。
- 施設入所支援については、第6期計画期間の実績と現在の利用状況から見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供します。

(4) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児 	<p>(1) サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>(2) 継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者 	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</p>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
計画相談支援	人/年	159	157	174	150	190	154
地域移行支援	人/年	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/年	1	0	1	0	1	0

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	150	155	160
地域移行支援	人/年	2	2	2
地域定着支援	人/年	1	1	1

【第7期における方針及び確保のための方策】

- 計画相談支援は、第6期計画期間の実績と現在の利用状況から、見込量を設定しました。今後も継続してサービスを提供します。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、第6期計画期間の実績が無かったことから、今後はニーズの把握に努めるとともに、それぞれに適切な量を見込むこととします。

2 障がい児福祉サービスの見込み量

①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
保育所等訪問 支援	保育所その他の児童が 集団生活を営む施設等に 通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの 重度の障がい児等であっ て、児童発達支援等の障 害児通所支援を受けるた めに外出することが著し く困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療型 児童発達支援	未就学の肢体不自由のあ る児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスを 希望する児童	<p>■障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	23	22	25	18	27	18
	人日/月	230	205	250	137	270	114
放課後等デイサービス	人/月	20	23	21	24	22	24
	人日/月	300	312	315	254	330	285
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0	0	0	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0	0	0	0	1	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	17	18	17	19	18	19

③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	19	19	19
	人日/月	105	105	105
放課後等デイサービス	人/月	27	27	28
	人日/月	310	310	315
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	19	19	20

【第3期における方針及び確保のための方策】

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、第6期計画期間の利用実績から、見込み量を設定しました。
- 医療型児童発達支援及び居宅型児童発達支援については、市内に事業所が無く、市外の利用実績もないことから、見込み量を0人としています。
- 未就学児のいる家庭に対して、各サービスの周知を図り、利用を促進するとともに、サービスを提供する事業者等と連携して、サービスの確保を図ります。
- 障がいのある児童に対して早期に適切な支援が提供されるように、障害児相談支援の利用について、更なる周知に努めます。

3 地域生活支援事業の推進

地域支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下の通りです。

名称	実施事業
必須事業	①相談支援事業
	②成年後見制度利用支援事業
	③成年後見制度法人後見支援事業
	④意思疎通支援事業
	⑤日常生活用具給付等事業
	⑥手話奉仕員養成研修事業
	⑦移動支援事業
	⑧地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	①訪問入浴サービス事業
	②日中一時支援事業
	③障害者自動車運転免許取得助成事業
	④身体障害者用自動車改造助成事業

(1) 必須事業

①相談支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、介護者等	障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。

②成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者	障がい福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	4	1	8	1	5

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	8	8	8

【見込量確保のための方策】

○今後も成年後見制度の周知を図り、制度の利用促進に努めます。

③成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

第4章 障がい福祉サービスの見込み量

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 今後も制度の周知に努めるとともに、利用の希望があった場合に円滑に対応できるように、更なる体制の整備に努めます。

④意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業	回/年	30	33	30	28	30	30

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	回/年	30	30	30

【見込量確保のための方策】

- 広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

⑤日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等であって当該用具を必要とする者	障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。 障がいの特性に合わせて国の定める6種の給付・貸与が行われます。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	3	3	1
自立生活支援用具	件/年	5	1	5	3	5	2
在宅療養等支援用具	件/年	5	3	5	3	5	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	1	5	2	5	1
排泄管理支援用具	件/年	720	712	740	722	760	846
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	1	2	3	2	1

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	5	5	5
在宅療養棟支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	880	900	920
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	5	5	5

【見込量確保のための方策】

○広報等で事業の周知を図り、障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるように、障がいの特性に応じた適切なサービス提供が行われるように努めます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	実施主体が適当と認めたもの	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話奉仕員養成研修事業	修了（見込）者数	5	4	5	4	5	4

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了（見込）者数	5	5	5

【見込量確保のための方策】

○第6期計画期間の事業実績から、修了見込者数を見込みました。

⑦移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
移動支援事業	市が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等	身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業	人/年	75	55	75	60	75	68
	時間/年	5,400	5,514	5,400	4,877	5,400	4,300

【サービスの見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	75	75	75
	時間/年	5,500	5,500	5,500

【見込量確保のための方策】

○第6期計画期間の利用実績から、利用量を見込みました。今後もサービスを提供する事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
地域活動支援センター機能強化事業		障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	30	29	30	30	30	28

第4章 障がい福祉サービスの見込み量

【サービスの見込み量】

種 類	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2
	延べ人/年	30	30	30

【見込み量確保のための方策】

○第6期計画期間の利用実績から、見込み量を設定しました。今後も地域活動支援センターの周知を行い、利用を促進します。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳 1 級に該当する方であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する方またはこれに準ずる肢体不自由のある方で、家庭で入浴することが困難な方	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	4	3	4	3	4	4

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5

【見込量確保のための方策】

○第6期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。サービスを提供する事業者と連携し、必要なサービス量の確保を図ります。

②日中一時支援事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
日中一時支援事業	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

第4章 障がい福祉サービスの見込み量

【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	人/年	8	10	8	10	8	8

【サービスの見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	10	10	10

【見込量確保のための方策】

○第6期計画期間の利用実績から、見込量を設定しました。障がいの特性や状況に合わせた適切なサービスが提供できるように、サービスを提供する事業者等と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

③障害者自動車運転免許取得助成事業 ※令和6年度からの新規事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
障害者自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳1級から4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する方であって、自動車運転免許を受けることができる方	社会参加の推進を図るため、自動車運転免許を取得しようとする対象者に対して、教習料及び検定料を補助します。

【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自動車運転免許取得助成事業	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

○県内他市町の利用実績から、見込量を設定しました。広報誌等で対象者への周知を行います。

④身体障害者用自動車改造助成事業 ※令和6年度からの新規事業

【サービスの内容】

サービス名	主な対象者	事業内容
身体障害者用自動車改造助成事業	身体障害者手帳1級・2級に該当する方であって、上肢、下肢又は体幹機能の障害を有する方	社会参加の推進を図るため、自動車改造が必要な対象者に自動車改造費用を補助する。

【サービスの見込み量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者用自動車改造助成事業	人/年	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

○県内他市町の利用実績から、見込み量を設定しました。広報誌等で対象者への周知を行います。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や国・県の関係行政機関等との連携を強化するとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、雇用分野・教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

また、事業所の人材の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の障がい福祉サービス従事者が新たな知識や技術を習得できるように、研修受講の支援や従事者相互の情報交換・共有の促進を支援します。

2. PDCAサイクルによる評価と計画の見直し

(1) PDCAサイクルによる評価

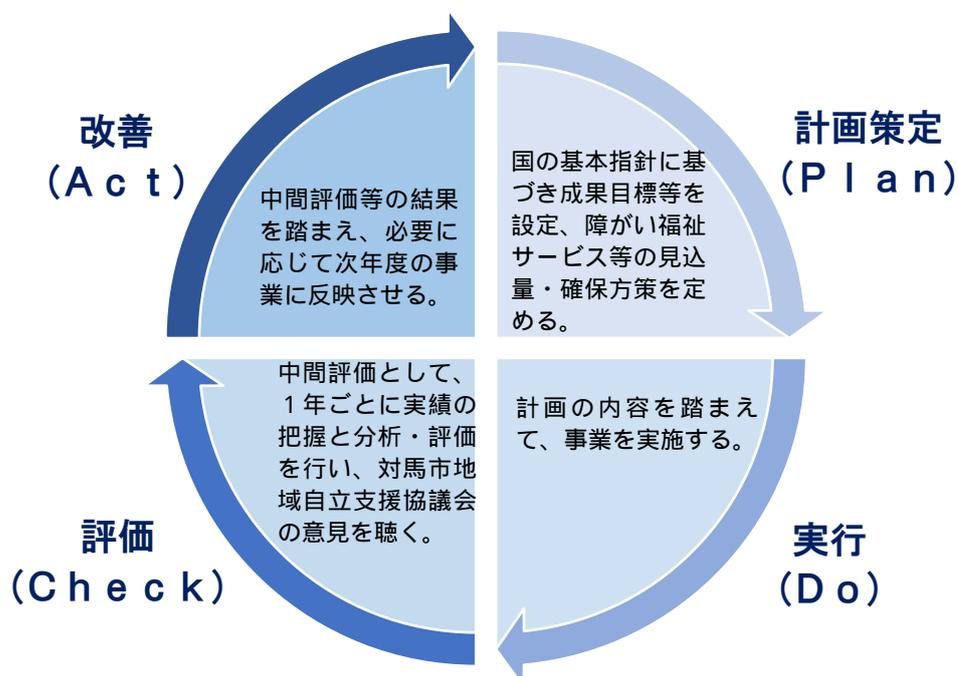
市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第八十八条の二において、「計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずる」こと（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACT）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 本計画におけるPDCAサイクル

障害福祉計画策定に関する国の基本指針を踏まえ、本計画におけるPDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとします。

目標数値及びサービス見込量については、計画の進捗管理を行う機関として「対馬市地域自立支援協議会」に各サービス等の実績を年1回報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。



対馬市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：対馬市福祉事務所

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-1119 FAX：0920-58-2551

